国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

四月九日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律

森林国営保険法等の一部を改正する法律

議案受領

四月九日参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

電気通信事業法の一部を改正する法律案

労働安全衛生法の一部を改正する法律案

議案通知書受領

四月九日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律案

森林国営保険法等の一部を改正する法律案

質問書提出

四月九日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

福島県「県民健康管理調査『甲状腺検査』」に関する質問主意書（杉本かずみ提出）

議事日程

四月十日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十号

平成二十六年四月十日（木曜日）

午後一時開議

第一　防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三　健康・医療戦略推進法案（内閣提出）

第四　独立行政法人日本医療研究開発機構法案（内閣提出）

第五　第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

第六　武器貿易条約の締結について承認を求めるの件

参議院

議案受領（予備審査）

四月九日衆議院から次の議案が送付された。

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（船田元外七名提出）（衆第一四号）

議案付託

四月九日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

電波法の一部を改正する法律案（閣法第三〇号）

総務委員会に付託

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百八十五回国会閣条第一二号）

平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百八十五回国会閣条第一三号）

外交防衛委員会に付託

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案（閣法第三一号）

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三二号）

厚生労働委員会に付託

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二六号）

経済産業委員会に付託

議案送付

四月九日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

電気通信事業法の一部を改正する法律案

労働安全衛生法の一部を改正する法律案

議決通知

四月九日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律案

森林国営保険法等の一部を改正する法律案

質問主意書転送

四月九日次の質問主意書を内閣に転送した。

今般の消費税増税が百貨店業などの売上げに及ぼす影響に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第六〇号）

ガーナ人強制送還死訴訟に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第六一号）

法律公布奏上及び通知

四月九日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律

森林国営保険法等の一部を改正する法律

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程は、四月九日次のとおり議決された。

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程

参議院事務局職員定員規程（昭和三十三年三月三十一日議決）の一部を次のように改正する。

「千二百八人」を「千二百七人」に改める。

附　則

この規程は、平成二十六年四月九日から施行し、改正後の参議院事務局職員定員規程の規定は、同月一日から適用する。

人事異動

最高裁判所

最高裁判所事務総局経理局営繕課長　河上　雅彦

東京高等裁判所刑事首席書記官　繁田　隆志

さいたま家庭裁判所事務局長　吉井　良一

甲府家庭裁判所事務局長　天野　和男

長野家庭裁判所事務局長　稲葉　勉

大阪高等裁判所民事首席書記官　澤　明憲

神戸地方裁判所事務局長　油谷　和夫

名古屋高等裁判所刑事首席書記官　川口　真吾

岐阜家庭裁判所事務局長　江口　和明

福井地方裁判所事務局長　小林　篤

山口家庭裁判所事務局長　藤井　英男

福島家庭裁判所事務局長　佐藤　章

秋田地方裁判所事務局長　近藤　好美

定年退職（各通）（三月三十一日）

○任期終了退官

判事畠山稔は三月三十一日限り任期終了

判事兼簡易裁判所判事加藤美枝子及び石田裕一は三月三十一日限り任期終了

簡易裁判所判事澤田英雄は三月三十一日限り任期終了

官庁報告

官庁事項

中央卸売市場整備計画の変更の公表について

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第5条第1項の規定に基づき、平成26年4月1日付けで中央卸売市場整備計画（平成25年3月29日公表）の一部を次のように変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、その内容を公表する。

平成26年4月11日

農林水産大臣　林　芳正

別添1の表上記以外の中央卸売市場の項中

「

函館市中央卸売市場	平成21年4月に地方卸売市場への転換を図る。
三重県中央卸売市場	青果部について、平成21年4月に地方卸売市場への転換を図る。
室蘭市中央卸売市場	平成21年度末までに地方卸売市場への転換を図る。
山形市中央卸売市場	平成22年4月に地方卸売市場への転換を図る。

」を